

## 筑前町告示第 号

筑前町住宅リフォーム補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年3月27日

筑前町長 田 頭 喜 久 己

### 筑前町住宅リフォーム補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、町民の居住環境の向上と地域経済の活性化及び移住促進を図ることを目的に、町内事業者を利用して住宅のリフォームを行う者に対して、予算の範囲内において当該リフォームに要する費用の一部を補助することに関し、筑前町補助金等交付条例（平成17年筑前町条例第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、町の住民基本台帳に登録のある者又は登録予定のある者で、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 自己又は親族（3親等以内に限る。）が所有する住宅の改修工事を行うこと。
- (2) 補助対象者が属する世帯の全員が町税を滞納していないこと。
- (3) 補助対象者が属する世帯の全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象住宅)

第3条 補助の対象となる住宅は、補助対象者自身又は当該親族が所有する町内の既存住宅（店舗等の併用住宅及びマンション等の同一棟内で居住部分が独立している集合住宅を含む。）とする。ただし、過去に本告示に基づく補助金の交付を受けたものは、この限りでない。

(補助対象工事及び経費)

第4条 補助の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

- (1) 町内に事業所を有する個人事業者又は町内に本店若しくは支店を有する法人事業者との請負契約による工事であること。
- (2) 建築関連法令その他住宅に関する法令に適合する工事であること。
- (3) 補助対象工事に係る経費（消費税及び地方消費税相当額含む。）の合計が30万円以上であること。
- (4) 補助対象工事の完了が交付申請を行う年度の2月末日までに完了する見込みであること。

2 補助対象住宅が併用住宅又は集合住宅の場合の補助対象工事は、居住の用に供する部分に限るものとする。

3 補助の対象となる経費は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象工事に係る経費の10分の1を乗じた額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、10万円を上限とする。

(他の補助制度等の優先)

第6条 前条の規定にかかわらず、町が実施する他の住宅改修に関する補助制度等がある場合は、当該補助制度等を優先するものとする。ただし、当該補助制度等の対象外となる部分のうち本告示の規定に該当するものについては、この限りでない。

(事前協議)

第7条 補助金の交付を希望する者は、申請をする前に当該補助対象工事について町長と必要な協議を行い、その内容について助言を受けるものとする。

(交付申請)

第8条 申請者は、筑前町住宅リフォーム補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて町長に提出するものとする。

(交付決定)

第9条 町長は、前条の規定により交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否について決定を行い、筑前町住宅リフォーム補助金交付決定通知書（様式第2号）又は筑前町住宅リフォーム補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助対象工事の内容の変更)

第10条 申請者は、前条の規定による交付決定の通知を受けたのち、事情により補助対象工事の内容を変更するときは、直ちに筑前町住宅リフォーム補助金変更承認申請書（様式第4号）により町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定により補助対象工事の内容の変更を承認したときは、筑前町住宅リフォーム補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(検査)

第11条 町長は、必要と認める場合においては、補助対象工事の工程を指定し、検査を実施することができる。

2 町長は、当該補助対象工事が適切に実施されていないと認める場合には、申請者に指導するものとする。

(実績報告)

第12条 申請者は、補助対象工事が完了したときは、筑前町住宅リフォーム補助金事業完了実績報告書（様式第6号）に関係書類を添えて、速やかに町長に報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第 13 条 町長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る事業の成果が交付決定の内容に適合するものであるかどうかを確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、筑前町住宅リフォーム補助金交付金額確定通知書（様式第 7 号）により申請者に通知しなければならない。

(補助金の請求)

第 14 条 前条の規定による確定通知を受けた申請者は、筑前町住宅リフォーム補助金交付請求書（様式第 8 号）を町長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

2 町長は、前条の規定により交付請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第 15 条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。

(2) この告示に定める補助対象の要件を満たさないとき。

(3) 第 10 条に規定する変更承認申請により、補助対象工事を中止し、又は廃止したとき。

(4) 第 11 条第 2 項の規定により町長が指導した場合において、申請者が指導に従わないとき。

(5) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項第 1 号、第 2 号及び第 4 号の規定は、工事完了後においても同様とする。

3 町長は、第 1 項の規定により交付の決定を取り消したときは、筑前町住宅リフォーム補助金交付決定取消通知書（様式第 9 号）により申請者に対し通知するものとする。

(補助金の返還)

第 16 条 町長は、交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、補助金返還命令書（様式第 10 号）により期限を定めてその返還を命じることができるものとする。

(その他)

第 17 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

工事種別	工事内容
バリアフリー化工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 玄関、アプローチ等の段差解消</li> <li>・ 廊下、浴室等の手すり設置</li> <li>・ 廊下、浴室等の床材の滑りにくい素材への変更</li> <li>・ その他これらに類する工事</li> </ul>
省エネ化工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 窓等の二重ガラス又はペアガラスへの変更</li> <li>・ 壁等への断熱材の設置</li> <li>・ その他これらに類する工事</li> </ul>
耐久性能向上化工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋根のふき替え</li> <li>・ 外壁塗装</li> <li>・ 壁、床、天井等の工事</li> <li>・ その他これらに類する工事</li> </ul>
その他の工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ トイレ、風呂場、台所等の改修</li> <li>・ その他住宅の改修工事</li> <li>・ その他町長が認める工事</li> </ul>
<p>備考 次の工事は、補助対象工事とは認めない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模増築工事</li> <li>・ 車庫又は塀等の外構工事</li> <li>・ 上下水道の接続工事</li> <li>・ インターネット等接続工事</li> <li>・ 住宅の解体のみを行う工事</li> <li>・ 建築資材等購入し、申請者自ら施工する工事</li> <li>・ 電化製品の設置工事</li> <li>・ 故障修理等の維持管理工事</li> <li>・ 空き家の維持補修工事</li> <li>・ 町で他の助成制度が設けられている工事</li> <li>・ その他補助対象として認められない工事</li> </ul>	